

# 日火連短信

令和 7 年 3 月 1 0 日 第 227 号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
T E L 03-5549-9041  
F A X 03-5549-9042  
U R L <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

令和 6 年 1 2 月 2 6 日付で火取法施行規則の一部改正が公布され、令和 7 年 1 月 1 5 日付で火取法施行規則例示基準の一部改正が行われました。

いずれも令和 7 年 1 月 2 6 日より施行されています。

その概要は下記の通りですが、この中でわれわれ火薬商に関係する主な内容は、火薬庫内における軽微な変更の工事の追加と火薬庫の土堤の内面の勾配を 9 0 度とすることが認められたことです。

火薬庫内における軽微な変更の工事として追加された中には、照明設備、警鳴装置の変更工事があります。

照明設備の変更工事は L E D 電灯への変更の工事で、これは一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が令和 9 年（2 0 2 7 年）までに段階的に廃止されることへの対応を促すものですが、L E D への変更工事は、電気工事士による工事が必要ですから注意してください。

警鳴装置の変更工事は、従来の自動警報装置の陳腐化により修理や交換が困難となっているのに対して、平成 3 0 年の J I S 改正と令和元年の火取法規則改正によって火薬庫の管理責任者が定めた代理人（警備業者等）が管理者になることが可能となり、感知部として赤外線感知式センサ（赤外線パッシブセンサ）が感知部として認められたにもかかわらず、感知部の変更のためには火薬庫設置等許可申請と完成検査を受けることが必要であったため、爆薬庫、火工品庫各 1 棟を所有する火薬商では事業を継続しながら工事を実施することが困難であった問題を解決できるものと考えられます。令和元年の火取法規則改正以降、この法令改正が実効性をもつものとするため日火連が時間をかけて取り組んできたことが実を結んだもので、多くの会員にとって役立つものとなることを願ってやみません。

内面が 9 0 度（垂直）の土堤の追加は、火薬庫の新築において必要な面積を小さくできるものですが、土堤の崩壊の防止、土堤の管理における安全の確保等の課題があると考えます。

## 【省令等改正の概要】

### （1）火薬類取締法施行規則の一部改正

#### ①軽微な変更の工事の追加

火薬類による危害の防止を図りつつ、製造施設における照明設備の変更の工事、火薬庫内における照明設備、警鳴装置の変更の工事等について、軽微な変更工事として追加。

②内面が90度（垂直）の土堤の追加

火薬類の万一の爆発に際し、これまでの土堤と同等以上の性能を有することを前提に、内面が垂直かつ土以外の材料の使用を可とする等、新たな土堤を設置するための改正。

③火薬類の安定度試験に関する技術基準の見直し

硝酸エステルを含有しない爆薬における安定度試験を実施すべき期間を緩和するほか、輸入火薬の国内製造火薬類と同等の試験内容への変更、JIS規格に則した安定度試験方法の指定や耐熱試験方法への検知管式ガス測定器を用いた方法の追加等の改正。

④住民基本台帳法の改正に伴う見直し

火薬類取締法施行規則において引用している住民基本台帳法の条項について、現行法の条項に合わせて改正。

(2) 安定度試験機器等を指定する告示の廃止

(3) 火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離の告示の改正

火薬庫（0.2トン以下の貯蔵量）からもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する第3種、第4種保安物件に対してとるべき距離について、現状所外物件に対してとるべき保安距離と同等の距離を確保するための所要の改正。

なお、添付文書の内容は次の通りで、別添3および別添4には目を通して頂くようお願いします。

◇ 別添1：令和6年12月26日付で火取法施行規則の一部改正（官報）

◇ 別添2：令和7年1月15日付で火取法施行規則例示基準の一部改正（変更箇所抜粋）

◇ 別添3：上記火取法施行規則一部改正および火取法施行規則例示基準一部改正の概要

◇ 別添4：蛍光灯の製造・輸出入廃止に向けた周知について（依頼）

◇ 別添5：蛍光灯照明器具のLED化工事の注意事項

会員各位への周知をお願い致します。

以上